

令和 7 年 7 月 9 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「国民年金保険料収納事業」（日本年金機構）の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務、免除等申請手続の勧奨業務（以下「納付督促等」という。）及び実施状況報告業務を委託するものであり、以下の①から④の業務を包括的に実施している。 ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務 ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務 ③ 事業報告書等の作成・報告業務 ④ 月例打ち合わせ会議等の対応
実施期間	令和 5 年 5 月～令和 8 年 4 月（36 か月間） 第 1 期 令和 5 年 5 月～令和 6 年 4 月 第 2 期 令和 6 年 5 月～令和 7 年 4 月 第 3 期 令和 7 年 5 月～令和 8 年 4 月
対象箇所	対象事務所：278 年金事務所 対象地区 ：15 地区 ※ 1 地区（東京都多摩地区、山梨県の 31 年金事務所）については不落となり、令和 5 年 8 月に改めて入札を実施し、令和 5 年 11 月より事業開始。
受託事業者	アイヴィジット・NTT 印刷共同企業体 株式会社バックスグループ
入札の状況	全国を 16 地区に分け入札を実施し、いずれも複数応札となった。1 地区（東京都多摩地区、山梨県の 31 年金事務所）については 2 者から応札があったものの、いずれも予定価格を超過しており、再入札を辞退したことから不落となった。 ※ 不落となった 1 地区は、令和 5 年 8 月に改めて実施した一般競争入札（2 者応札）により決定した落札者が、令和 5 年 11 月より事業を実施している。
事業の目的	本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付督促等について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的としている。
選定の経緯	機構の国民年金保険料収納事業に係る業務委託については、機構の前身である社会保険庁において平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所（現年金事務所）を対象に「モデル事業」として実施され、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、現在、令和 5 年開始事業（第 3 期目）を実施しているところである。

Ⅱ 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保に一部課題があることに加え、本事業は、公共サービス改革法第 33 条に基づく、いわゆる特定業務を含めた委託事業であり、引き続き、同法に基づき事業を実施することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

令和 5 年度開始事業において、機構から提出された令和 5 年 5 月から 6 年 4 月までにおける実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

(2) 比較対象

比較は、同一の地域及び期間に対して行う。よって、改めて入札を行った 1 地区（東京都及び山梨県/31 年金事務所）は、第 1 期の期間が 7 か月間であるため、比較対象から除外し、15 地区（278 年金事務所）に対して行う。

① 令和 5 年度開始事業第 1 期

地域：278 拠点

期間：1 年間（令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月まで）

② 令和 2 年度開始事業第 3 期

地域：278 拠点

期間：1 年間（令和 4 年 5 月から令和 5 年 4 月まで）

(3) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

実施要項において本事業の質の確保及び向上を図るため、事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）が各対象期間において設定されており、確保されるべき質の確保状況として、「達成目標」を対象とし評価する。

事 項	内 容			
確保されるべき 質の達成状況	(１) 達成目標の達成状況 目標納付率の達成状況は、以下のとおり現年度、過年度１年目、過年度２年目の目標を全て達成している。			
	【達成目標の達成状況】			
	【令和５年度開始事業】 第１期分（R5.５～R6.４）	達成目標	実績	達成率
	現年度	7.88%	9.46%	120.08%
	過年度１年目	5.78%	7.77%	134.27%
	過年度２年目	2.96%	3.29%	111.30%
	(２) 納付督促等の手法別の実施件数 納付督促等の手法別の実施件数は、今回事業が前回事業を下回っているものの、滞納者１人当たりの実施件数は、今回事業が前回事業と同等程度の水準を確保しているものと評価できる。			
	【手法別の実施件数】			
	事業	電話	文書	合計
	【令和５年度開始事業】 第１期分（R5.５～R6.４）	1,913,529 件	7,886,941 件	9,800,470 件
【令和２年度開始事業】 第３期分（R4.５～R5.４）	2,012,617 件	8,811,315 件	10,823,932 件	

	<table><tr><td>差分</td><td>▲99,088 件</td><td>▲924,374 件</td><td>▲1,023,462 件</td></tr></table> ※ 電話は本人又は連帯納付義務者と接触した件数。文書は本人に送付した件数。 【事業者に提供した滞納者情報の平均人数】 <table><tr><td>事業</td><td>平均人数</td></tr><tr><td>【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）</td><td>3,328,343 人</td></tr><tr><td>【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）</td><td>3,559,082 人</td></tr><tr><td>差分</td><td>▲230,739 人</td></tr></table> ※ 期中に滞納者情報として週次提供した人数の平均値。 【滞納者1人当たりの実施件数】 <table><tr><td>事業</td><td>電話</td><td>文書</td><td>合計</td></tr><tr><td>【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）</td><td>0.57 件</td><td>2.36 件</td><td>2.94 件</td></tr><tr><td>【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）</td><td>0.56 件</td><td>2.47 件</td><td>3.04 件</td></tr></table> （3）納付督促等の手法別の効果 納付督促等の手法別の事業者督促月数は、今回事業が前回事業を下回っているものの、実施件数1件当たりの事業者督促月数※は、今回事業が前回事業と同等程度の水準を確保しているものと評価できる。 ※ 事業者が電話により本人又は連帯納付義務者と接触した事蹟のある日又は文書を送付した事蹟のある日以降、当該日が属する月の翌月末日までの間に納付された月数 【手法別の事業者督促月数】 <table><tr><td>事業</td><td>電話</td><td>文書</td><td>合計</td></tr><tr><td>【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）</td><td>1,196,943 月</td><td>2,781,095 月</td><td>3,978,038 月</td></tr><tr><td>【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）</td><td>1,387,162 月</td><td>3,571,230 月</td><td>4,958,392 月</td></tr><tr><td>差分</td><td>▲190,219 月</td><td>▲790,135 月</td><td>▲980,354 月</td></tr></table> 【実施件数1件当たりの事業者督促月数】 <table><tr><td>事業</td><td>電話</td><td>文書</td><td>合計</td></tr><tr><td>【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）</td><td>0.62 月</td><td>0.35 月</td><td>0.40 月</td></tr><tr><td>【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）</td><td>0.68 月</td><td>0.40 月</td><td>0.45 月</td></tr></table> 【滞納者1人当たりの事業者督促月数】 <table><tr><td>事業</td><td>電話</td><td>文書</td><td>合計</td></tr><tr><td>【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）</td><td>0.35 月</td><td>0.83 月</td><td>1.19 月</td></tr><tr><td>【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）</td><td>0.38 月</td><td>1.00 月</td><td>1.39 月</td></tr></table>	差分	▲99,088 件	▲924,374 件	▲1,023,462 件	事業	平均人数	【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	3,328,343 人	【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	3,559,082 人	差分	▲230,739 人	事業	電話	文書	合計	【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.57 件	2.36 件	2.94 件	【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.56 件	2.47 件	3.04 件	事業	電話	文書	合計	【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	1,196,943 月	2,781,095 月	3,978,038 月	【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	1,387,162 月	3,571,230 月	4,958,392 月	差分	▲190,219 月	▲790,135 月	▲980,354 月	事業	電話	文書	合計	【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.62 月	0.35 月	0.40 月	【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.68 月	0.40 月	0.45 月	事業	電話	文書	合計	【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.35 月	0.83 月	1.19 月	【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.38 月	1.00 月	1.39 月	
差分	▲99,088 件	▲924,374 件	▲1,023,462 件																																																															
事業	平均人数																																																																	
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	3,328,343 人																																																																	
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	3,559,082 人																																																																	
差分	▲230,739 人																																																																	
事業	電話	文書	合計																																																															
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.57 件	2.36 件	2.94 件																																																															
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.56 件	2.47 件	3.04 件																																																															
事業	電話	文書	合計																																																															
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	1,196,943 月	2,781,095 月	3,978,038 月																																																															
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	1,387,162 月	3,571,230 月	4,958,392 月																																																															
差分	▲190,219 月	▲790,135 月	▲980,354 月																																																															
事業	電話	文書	合計																																																															
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.62 月	0.35 月	0.40 月																																																															
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.68 月	0.40 月	0.45 月																																																															
事業	電話	文書	合計																																																															
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	0.35 月	0.83 月	1.19 月																																																															
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	0.38 月	1.00 月	1.39 月																																																															
民間事業者からの改善提案	特になし																																																																	

(4) 実施経費（税込）

令和5年度開始事業第1期における実施経費については、前回事業経費と比較して45.75%減少している。実施経費が減少している要因は、今回事業から、納付督励等の手法から訪問督励業務を除いた仕様に変更したことによるものと考えられる。

なお、機構からは、仕様を見直すに当たり、従前民間事業者へ委託していた訪問督励業務は、従前の委託経費の範囲内において機構の職員により実施する旨の説明があったところ※、この点に係る分析が行われていないことについて課題が残った。次期事業に係る実施状況報告において、この点についての分析が行われることを求める。

※ 第653回入札監理小委員会（令和4年4月6日開催）及び第278回官民競争入札等監理委員会（令和4年4月18日開催）

【期別委託費】

事業	実施経費
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	2,173,174,800 円
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	4,006,360,442 円
増減額	▲1,833,185,642 円
増減率	▲45.75%

【事業者督励月数1月あたりに要した費用】

事業	実施経費
【令和5年度開始事業】 第1期分（R5.5～R6.4）	546.2 円
【令和2年度開始事業】 第3期分（R4.5～R5.4）	783.1 円
増減額	▲236.9 円

※ 訪問による事業者督励月数（157,488 月）を含めて算出している。

(5) 評価のまとめ

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標について、現年度、過年度1年目、過年度2年目の目標を全て達成していることについては評価することができる。

経費について、前回事業経費と比較して約18.3億円（45.75%）の削減が認められたが、これは、今回事業から納付督励等の手法から訪問督励業務を除いた仕様に変更したことによるものと考えられる。

また、本事業の受託事業者の決定に当たって、各契約地区において複数応札となっているが、1地区については不落となっており、競争性の確保について一部課題が認められた。

(6) 今後の方針

本事業は、公共サービス改革法第33条に基づく、いわゆる特定業務を含めた委託事業であり、引き続き、同法に基づき事業を実施することが適当である。

次期事業に向けた民間競争入札の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があると考えられる。また、次期事業に係る実施状況報告において、（4）に記載した実施経費に係る分析が行われることを求める。

「国民年金保険料収納事業」に係る実施状況報告 (令和 5 年 5 月開始事業)

1 事業概要

(1) 業務内容

国民年金保険料収納事業(以下「本事業」という。)は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 91 条に定める納期限内に保険料を納付しない者(ただし、強制徴収対象者を除く。以下「滞納者」という。)に対する国民年金保険料の納付督促業務、免除等申請手続の勧奨業務(以下「納付督促等」という。)及び実施状況報告業務を民間事業者に委託するものであり、次の①から④の業務を包括的に実施する。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打合せ会議等の対応

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)

(保険料の納期限)

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

(2) 納付督促等の手法

- ① 電話(架電及び受電)
- ② 文書

(3) 委託期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで(36 か月)

第 1 期: 令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月

第 2 期: 令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月

第 3 期: 令和 7 年 5 月から令和 8 年 4 月

※ 本報告は、令和 5 年 5 月開始事業第 1 期に係る実施状況報告である。

(4) 受託事業者

アイヴィジット・N T T 印刷共同企業体
株式会社バックスグループ

(5) 受託事業者の決定

令和 5 年度開始事業は、全国(309 年金事務所)を 16 地区に分けて、国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、入札を行った。

入札参加に必要な資格を全て満たした 3 者の提案書を、日本年金機構本部に設置する「提案書評価委員会」で審査し、必須項目による基礎点と加点項目による加算点を合計した技術評価点と、入札価格による価格評価点を合計した総合評価点が最も高く、かつ入札価格が予定価格の制限の範囲内であった者を落札者とした。

なお、不落により落札者が決定しなかった 1 地区(31 年金事務所/東京都及び山梨県)は、改めて入札を行い、上記と同様の方法により総合評価点が最も高く、かつ入札価格が予定価格の制限の範囲内であった者を落札者とした。

2 確保されるべき事業の質の達成状況

(1) 調査項目

本資料は、実施要項に基づく下記の項目に関する内容を取りまとめたものである。

- ① 納付督促等の手法別の実施件数
- ② 納付督促等の手法別の効果
- ③ 事業の運営に要した費用

(2) 比較対象

比較は、同一の地域及び期間に対して行う。よって、上記 1 (5) の改めて入札を行った 1 地区 (31 年金事務所/東京都及び山梨県) は、第 1 期の期間が 7 ヶ月間であるため、比較対象から除外し、15 地区 (278 年金事務所) に対して行う。

① 令和 5 年度開始事業第 1 期

地域：278 拠点

期間：1 年間 (令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月まで)

② 令和 2 年度開始事業第 3 期

地域：278 拠点

期間：1 年間 (令和 4 年 5 月から令和 5 年 4 月まで)

(3) 達成目標の達成状況

本事業は、事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、年金事務所ごとに事業の達成目標 (督促納付率) を各期に設定している。

令和 5 年度開始事業の実績は、令和 2 年度開始事業と同様に現年度、過年度 1 年目、過年度 2 年目の目標をいずれも達成している。

令和 5 年度開始事業第 1 期	達成目標	実績	達成率
現年度	7.88 %	9.46 %	120.08 %
過年度 1 年目	5.78 %	7.77 %	134.27 %
過年度 2 年目	2.96 %	3.29 %	111.30 %

令和 2 年度開始事業第 3 期	達成目標	実績	達成率
現年度	11.15 %	11.41 %	102.25 %
過年度 1 年目	5.96 %	8.34 %	139.92 %
過年度 2 年目	3.66 %	4.68 %	127.72 %

〔達成目標の算出方法〕

達成目標 (督促納付率) の算出式	
現年度	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (現年度)}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$
過年度 1 年目	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (過年度 1 年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$
過年度 2 年目	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (過年度 2 年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末過年度 1 年目納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$

〔用語の定義〕

	用語	定義
1	事業者督促月数	事業者が電話により本人又は連帯納付義務者と接触した事蹟のある日又は文書を送付した事蹟のある日以降、当該日が属する月の翌月末日までの間に納付された月数
2	納付対象月数	納付すべき月数のうち、免除された月数を除いた月数
3	納付期限内納付月数	納期限までに納付された月数
4	強制徴収収納月数	強制徴収対象者より納付された月数
5	前年度末現年度納付月数	現年度分として納付された月数（前年度末時点）
6	前年度末過年度 1 年目納付月数	過年度 1 年目分として納付された月数（前年度末時点）

(4) 納付督促等の手法別の実施件数

令和 5 年度開始事業の実施件数をみると、電話は約 191 万件に接触、文書は約 789 万件に送付している。

令和 5 年度開始事業は、実施件数が約 102 万件、滞納者 1 人あたりの実施件数が約 0.1 件、令和 2 年度開始事業より低くなっている。

手法別の実施件数〔A〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	1,913,529 件	7,886,941 件	9,800,470 件
令和 2 年度開始事業第 3 期	2,012,617 件	8,811,315 件	10,823,932 件
差分	▲ 99,088 件	▲ 924,374 件	▲ 1,023,462 件

※ 電話は本人又は連帯納付義務者と接触した件数。文書は本人に送付した件数。

事業者へ提供した滞納者情報の平均人数〔B〕

事業	平均人数
令和 5 年度開始事業第 1 期	3,328,343 人
令和 2 年度開始事業第 3 期	3,559,082 人
差分	▲ 230,739 人

※ 期中に滞納者情報として週次提供した人数の平均値。

滞納者 1 人あたりの実施件数〔A/B〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.57 件	2.36 件	2.94 件
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.56 件	2.47 件	3.04 件

(5) 納付督促等の手法別の効果

令和 5 年度開始事業の事業者督促月数をみると、電話は約 120 万月、文書は約 278 万月であった。

令和 5 年度開始事業は、事業者督促月数が約 98 万月、実施件数 1 件あたりの事業者督

励月数が約 0.05 月、滞納者 1 人あたりの事業者督励月数が約 0.2 月、令和 2 年度開始事業より低くなっている。

手法別の事業者督励月数〔C〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	1,196,943 月	2,781,095 月	3,978,038 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	1,387,162 月	3,571,230 月	4,958,392 月
差分	▲ 190,219 月	▲ 790,135 月	▲ 980,354 月

実施件数 1 件あたりの事業者督励月数〔C/A〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.62 月	0.35 月	0.40 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.68 月	0.40 月	0.45 月

滞納者 1 人あたりの事業者督励月数〔C/B〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.35 月	0.83 月	1.19 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.38 月	1.00 月	1.39 月

3 事業の運営に要した費用

(1) 期別委託費

期別委託費をみると、令和 5 年度開始事業は約 21.7 億円となっており、令和 2 年度開始事業より約 18.3 億円少なくなっている。

期別委託費が減少している理由として、令和 5 年度開始事業より納付督励等の手法から訪問を除外したことが考えられる。

期別委託費(税込)〔D〕

事業	期別委託費
令和 5 年度開始事業第 1 期	2,173,174,800 円
令和 2 年度開始事業第 3 期	4,006,360,442 円
差額	▲ 1,833,185,642 円

(2) 委託費の増減額措置

本事業は、事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、事業の達成状況に応じた委託費の増額又は減額の措置を講ずることとしている。

委託費の増減額をみると、令和 5 年度開始事業は約 3.2 億円となっている。

委託費の増減額(税込)

事業	委託費の増減額
令和 5 年度開始事業第 1 期	315,271,590 円

※ 委託費の増減額措置の考え方

① 達成目標（督促納付率）を超過した場合の増額

・ 達成目標が 100%から 110%まで

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

・ 達成目標が 110%以上 120%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

・ 達成目標が 120%以上

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

なお、超過した割合が 0.1%未満の場合は、切り下げる。

また、増額する額は各事務所別基本額の 25%を限度とする。

② 達成目標（督促納付率）に達しなかった場合の減額

・ 達成目標が 95%以上 100%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

・ 達成目標が 80%以上 95%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

・ 達成目標が 80%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、未達成割合が 0.1%未満の場合は、切り上げる。

また、減額する額は各事務所別基本額の 25%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得目標件数に係る達成状況に応じた増額又は減額

口座振替等の獲得目標件数を上回った場合は、各事務所別基本額に 5%を乗じて得た額を増額し、下回った場合は、各事務所別基本額に 3.5%を乗じて得た額を減額する。

④ 事故・事務処理誤りによる減額

受託事業者による事故・事務処理誤りが発生した場合は、その影響度合いに応じた減額点数を影響のあった対象者を管轄する年金事務所ごとに加算し、減額点数の累積に応じた減額率を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

また、減額する額は各事務所別基本額の 5%を限度とする。

(3) 事業者督励月数 1 月あたりに要した費用

事業者督励月数 1 月に要した費用をみると、令和 5 年度開始事業は 546.2 円となっており、令和 2 年度開始事業より 236.9 円少なくなっている。

事業者督励月数 1 月に要した費用が減少している理由として、確保されるべき質である達成目標以上に実績があったこと及び令和 5 年度開始事業より納付督励等の手法から訪問を除外したことにより費用が減少したことが影響していると考えられる。

事業者督励月数 1 月あたりに要した費用〔D/C〕

事業	事業者督励月数 1 月 に要した費用
令和 5 年度開始事業第 1 期	546.2 円
令和 2 年度開始事業第 3 期※	783.1 円
差額	▲ 236.9 円

※ 訪問による事業者督励月数 (157,488 月) を含めて算出している。

4 評価のまとめ

確保されるべき質である達成目標の達成状況は、現年度、過年度 1 年目、過年度 2 年目のいずれも達成している。

期別委託費は、令和 5 年度開始事業より納付督励の手法から訪問を除外したことにより減少している。

上記 2 点を理由として、事業者督励月数 1 月獲得に要した費用が下がっていることから、概ね良好に事業を実施しているものと評価することができる。

一方で、入札の結果は、1 地区が予定価格超過による不落となり、課題が残る結果となっている。

今後も本事業の実施に当たり、督励品質の向上、経費の削減が実現できるよう引き続き検討する。